

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う税等の徴収猶予・減免及び生活支援等の概要

(令和2年5月1日現在)

【検討中】：市議会での議決等により施行します。

区分	制度等	内 容	問い合わせ先
一律給付	特別定額給付金の支給	世帯の世帯主に世帯構成員1人につき10万円を支給する。	(市)庶務課
税金関係等	市税の徴収猶予の特例制度	新型コロナウイルスの影響で収入が前年同期に比べて20%以上減少した納税者等のR2.2.1~R3.1.31に納期が到来する市税について、無担保、延滞金なしで猶予します。	(市)税務課
	【検討中】 国民健康保険税・介護保険料の減免	主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合には全額、主たる生計維持者の収入が前年の3割以上減少した場合には所得の減少割合に応じて減額(最高で全額)をします。	国保税： (市)税務課 介護保険料： (市)保健福祉課
	【検討中】 固定資産税・都市計画税の軽減	新型コロナウイルスに起因して厳しい経営環境にある中小事業者の償却資産及び事業用家屋に係る部分について、令和3年度固定資産税、都市計画税を2分の1又はゼロとします。	(市)税務課
国民健康保険	一部負担金の徴収猶予及び減免	入院療養を受ける被保険者がおり、申請時の世帯収入が生活保護基準以下の場合、一部負担金の徴収猶予や減免をします。	(市)市民環境課
	【検討中】 傷病手当金の支給	被用者のうち新型コロナウイルスに感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者が労務に服することができない場合、労務に服することができない期間(最初の3日を除く)について傷病手当金を支給します。	
後期高齢者医療	【検討中】 傷病手当金の支給	被用者のうち新型コロナウイルスに感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者が労務に服することができない場合、労務に服することができない期間(最初の3日を除く)について傷病手当金を支給します。	社会福祉協議会 ☎62-2840
個人向け資金貸付	緊急小口資金貸付	主に休業された方に10万円を限度(学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円)として、無利子で貸し付けを行います。	
	総合支援資金貸付(生活支援費)	主に失業された方に、単身15万円/月、2人以上20万円/月を限度に、無利子で貸し付けを行います。	

区 分	制 度 等	内 容	問い合わせ先
子育て世帯の 支援	子育て世帯への臨時特別給付金の支給	児童手当満額受給世帯に対して児童1人当たり1万円を支給します。	(市)子ども育成課
住居支援	住居確保給付金の支給	新型コロナの影響により経済的に困窮し住所を失うおそれが生じている者に対して、住宅確保給付金を支給します。	社会福祉協議会 ☎62-2840
	市営住宅への一時入居	飯山市に居住している方で、民間賃貸住宅、社員寮及び社宅等から解雇等により退去を余儀なくされる方に、一時的に市営住宅を貸し出すことができます。	(市) 移住定住推進課
	市営住宅の家賃の減免	市営住宅にお住まいで、解雇等により家賃負担が厳しくなり、住宅確保給付金の対象にならない方は、家賃の減免ができます。	
水道料金・ 下水道使用料	水道料金、下水道使用料の支払い猶予	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難になった方の支払い猶予、分割納付などのご相談に応じます。	(市)上下水道課

※(市):飯山市役所 ☎ 62-3111(代)